

社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所
〔就労継続支援（B型）〕運営規程

平成24年4月1日

規程第1号

（就労継続支援施設の目的）

第1条 社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定就労継続支援（B型）あすなろ（従たる事業所すずらん）（以下「事業所」という。）において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者（以下「利用者」という。）に対し適正な指定就労継続就労支援を提供することを目的とする。

（事業所の運営方針）

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第22条第1号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに通所により生産活動その他の活動の機会を提供を通じて知識及び能力のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また一般就労に必要な知識能力が高まった者は一般就労への移行に向けて支援する。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって就労継続支援（B型）を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第19号）に定める内容ほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定就労継続支援（B型）を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あすなろ
- (2) 所在地 主たる事業所 あすなろ 那須烏山市中央2丁目17番13号
従たる事業所 すずらん 那須烏山市田野倉85番地1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、当該指定就労継続支援（B型）の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し指定就労継続支援（B型）の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 職業指導員 4名以上

職業指導員は、就労継続支援計画に基づきサービスの提供にあたる。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

(4) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに就労継続支援計画に基づきサービス提供にあたる。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月29日～1月3日、祝祭日は除く。なお、その他行事等はこの限りではない。

(2) 営業時間 午前9時から午後4時までとする。ただし、パン工房風は、午前7時30分から午後3時30分までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、35名とする。

あすなる25名 すずらん10名

(事業所の主たる対象者)

第7条 事業所における主たる対象とする障害者は、知的障害者及び身体障害者とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 事業者は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、指定就労継続支援（B型）の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第9条 事業所は、指定就労継続支援（B型）を提供するときは、当該指定就労継続支援の内容、支給決定障害者に提供することを契約した指定就労継続支援の量（以下「契約支給量」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、契約支給量の総量は当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。その他利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告するものとする。

(提供拒否の禁止)

第10条 事業所は、正当な理由なく指定就労継続支援の提供を拒んではならないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第11条 事業所は、指定就労継続支援（B型）の利用について市町村又は指定就労継続支援（B型）が行うあっせん、調整及び要請並びに都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の実施地域は、那須烏山市の地域とする。
2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 事業所は、指定就労継続支援（B型）事業所の通常の実施地域（当該事業所が通常時にサービス提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申し込み者に対し自ら適切な指定就労継続支援（B型）事業を提供することが困難であると認めた場合は、適当な障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第14条 事業所は、指定就労継続支援（B型）の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第15条 事業所は、就労継続支援（B型）事業に係る支給決定を受けていない者から利

用の申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第16条 事業所は、指定就労継続支援（B型）事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市町村等に対し利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービス提供の記録)

第17条 事業所は、指定就労継続支援（B型）を提供した際は、当該指定就労継続支援（B型）の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援（B型）の提供の都度記録をする。記録に際しては、利用者から指定就労継続支援（B型）を提供したことについて確認を受ける。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第18条 事業所は、指定就労継続支援（B型）を提供した際は、利用者から当該指定就労継続支援に係る利用者負担額の支払を受ける。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援（B型）支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適応される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

(事業者が利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲及びその額)

第19条 事業者は、指定就労継続支援（B型）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。

(1) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(利用者負担額等に係る管理)

第20条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、利用者等が同一の月に指定就労継続支援（B型）を受けた時は、利用者等が当該同一の月に受けた指定就労継続支援（B型）に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額を超え

るときは、事業所は、当該指定就労継続支援（B型）の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に通知するものとする。

（訓練等給付費の額に係る通知等）

第21条 事業所は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援（B型）に係る費用の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者等に係る訓練等給付費の額を通知するものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援（B型）に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援（B型）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第22条 サービス利用にあたっては、次の事項に留意する。

- （1）利用者が外出する場合は、事前に事業者に届け出るものとする。
- （2）利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

（就労継続支援計画（B型）の作成等）

第23条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、就労及び生活の計画作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

2 サービス管理責任者は、就労継続支援（B型）計画の作成に係る会議（利用者に対する就労継続支援（B型）提供にあたるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する就労継続支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

（相談及び援助）

第24条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 事業所は、利用者が当該就労継続支援（B型）以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

（訓練）

第25条 事業所は、利用者の心身の状況及びその有する能力や利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行なうものとする。

(生産活動)

第26条 事業所は、生産活動の機会の提供にあたっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

- 2 事業所は、生産活動の機会の提供にあたっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこととする。

(工賃の支払)

第27条 事業者は、就労継続支援において、生産活動に従事している者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。利用者に支払われる一月あたりの工賃の平均額は3千円を上回る額とする。また工賃の水準を高めるよう努める。

- 2 事業者は年度ごとに工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに都道府県に報告することとする。

(職場実習の実施)

第28条 事業所は、利用者が就労継続支援（B型）計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

- 2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業、生活支援センター等の関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受入先の確保に努める。

(求職活動の支援の実施)

第29条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努める。

- 2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業、生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する適正や要望に応じた職業開拓に努める。

(職場定着のための支援の実施)

第30条 事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

(就職状況の報告)

第31条 事業所は、就労継続支援（B型）利用者のうち前年度に就職した者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告するものとする。

(健康管理等)

第32条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第33条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知させるものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第34条 事業所の従業員は、現に指定就労継続支援（B型）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第35条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

(1) 正当な理由なく指定就労継続支援（B型）の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第36条 事業所は、指定就労継続支援（B型）の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従事者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(虐待の防止のための措置)

第37条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 事業所は、虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底するものとする。

(勤務体制の確保等)

第38条 事業所は、利用者に対し適切な指定就労継続支援（B型）を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。
 - (1) 採用時研修
 - (2) 継続研修
 - (3) その他必要とする研修

(定員の遵守)

第39条 事業所は、利用定員を超えて指定就労継続支援（B型）の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第40条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。
 - (1) 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努めます。
 - (2) 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定めます。
 - (3) 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底いたします。

3 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(協力医療機関等)

第41条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関（及び協力歯科医療機関）を定めておくものとする。

協力医療機関名： 南那須地区広域行政事務組合立那須南病院

(掲示)

第42条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第43条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第44条 事業所は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業所が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益供与等の禁止)

第45条 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、利用者に対して当該指定就労継続（B型）事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業員から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第46条 事業所は、その提供した就労継続支援（B型）に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に

関する体制を整備し、掲示する等利用者等に周知の徹底を図るものとする。

- 2 事業者は、公正・中立な「第三者委員」を設置し、苦情について適切に対処するものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携)

第47条 事業所は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第48条 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援（B型）の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等並びに都道府県及び市町村に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援（B型）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(職場におけるハラスメントの防止)

第49条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第50条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(会計の区分)

第51条 事業所は、実施する指定就労継続支援（B型）の事業の会計とその他の事業の

会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第52条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 事業所は、利用者に対する指定就労支援（B型）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援（B型）を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第23条に規定する就労継続支援（B型）個別支援計画
- (2) 第17条に規定する提供したサービス内容の記録
- (3) 第35条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第36条に規定する身体拘束等に係る記録
- (5) 第46条に規定する苦情の内容の記録
- (6) 第48条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則（平成24年規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会障害者福祉作業所（地域活動支援センター）運営規程（平成19年規程第6号）は、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成25年規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第10号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第 号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。